

京都府障害者就労支援事業維持確保補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、障害者への就労支援の福祉サービスを維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動を縮小することを余儀なくされている事業者が福祉サービスを継続するために要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活介護事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業をいう。
- (2) 就労移行支援事業 法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業をいう。
- (3) 就労継続支援B型事業 法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を行う事業をいう。
- (4) 事業者 前3号の事業を行う者をいう。
- (5) 工賃 工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者、補助対象経費、対象期間及び補助率は、別表に定めるところとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更の承認申請)

第6条 規則第9条の規定による承認に係る申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ、当該申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の概算払）

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月10日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	対象期間	補助率
1 生活介護事業(1)	<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成31年4月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている</p> <p>(2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある</p> <p>(3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの</p> <p>(1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (平成31年4月から令和元年9月までの生産活動収入－対象期間中の生産活動収入) ÷ 平成31年4月から令和元年9月までの生産活動収入</p> <p>(2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数</p> <p>(3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 平成31年4月から令和元年9月までにおける各月の平均工賃月額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合</p> <p>なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで	10/10
2 生活介護事業(2)	<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成31年4月2日から令和元年10月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている</p> <p>(2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある</p> <p>(3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの</p> <p>(1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (指定を受けた月から6か月間の生産活動収入－対象期間中の生産活動収入) ÷ 指定を受けた月から6か月間の生産活動収入 ただし、指定日が月の途中である場合は「指定を受けた月」を「指定を受けた月の翌月」と読み替えるものとする(3)もまた同様とする)</p> <p>(2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数</p> <p>(3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 指定を受けた月から6か月間における各月の平均工賃月額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合</p> <p>なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで	10/10

<p>3 生活介護事業(3)</p>	<p>以下のいずれにも該当する者 (1) 令和元年10月2日から令和2年3月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている (2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある (3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの (1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (指定を受けた月から令和2年3月までの1月当たりの平均生産活動収入－対象期間中の1月当たりの平均生産活動収入) ÷ 指定を受けた月から令和2年3月までの1月当たりの平均生産活動収入 ただし、指定日が月の途中である場合は「指定を受けた月」を「指定を受けた月の翌月」と読み替えるものとする((3)もまた同様とする) (2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数 (3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 指定を受けた月から令和2年3月までにおける平均工賃月額 × 1月当たり平均額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合 なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	<p>令和3年4月1日から令和3年9月30日まで</p>	<p>10/10</p>
<p>4 就労移行支援事業(1)</p>	<p>以下のいずれにも該当する者 (1) 平成31年4月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている (2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある (3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの (1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (平成31年4月から令和元年9月までの生産活動収入－対象期間中の生産活動収入) ÷ 平成31年4月から令和元年9月までの生産活動収入 (2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数 (3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 平成31年4月から令和元年9月までにおける各月の平均工賃月額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合 なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	<p>令和3年4月1日から令和3年9月30日まで</p>	<p>10/10</p>

<p>5 就労移行支援事業 (2)</p>	<p>以下のいずれにも該当する者 (1) 平成31年4月2日から令和元年10月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている (2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある (3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの (1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (指定を受けた月から6か月間の生産活動収入－対象期間中の生産活動収入) ÷ 指定を受けた月から6か月間の生産活動収入 ただし、指定日が月の途中である場合は「指定を受けた月」を「指定を受けた月の翌月」と読み替えるものとする((3)もまた同様とする) (2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数 (3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 指定を受けた月から6か月間における各月の平均工賃月額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合 なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	<p>令和3年4月1日から令和3年9月30日まで</p>	<p>10/10</p>
<p>6 就労移行支援事業 (3)</p>	<p>以下のいずれにも該当する者 (1) 令和元年10月2日から令和2年3月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている (2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある (3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの (1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (指定を受けた月から令和2年3月までの1月当たりの平均生産活動収入－対象期間中の1月当たりの平均生産活動収入) ÷ 指定を受けた月から令和2年3月までの1月当たりの平均生産活動収入 ただし、指定日が月の途中である場合は「指定を受けた月」を「指定を受けた月の翌月」と読み替えるものとする((3)もまた同様とする) (2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数 (3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 指定を受けた月から令和2年3月までにおける平均工賃月額の1月当たり平均額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合 なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	<p>令和3年4月1日から令和3年9月30日まで</p>	<p>10/10</p>

<p>7 就労継続支援B型事業(1)</p>	<p>以下のいずれにも該当する者 (1) 平成31年4月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている (2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある (3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの (1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (平成31年4月から令和元年9月までの生産活動収入－対象期間中の生産活動収入) ÷平成31年4月から令和元年9月までの生産活動収入 (2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数 (3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 平成31年4月から令和元年9月までにおける各月の平均工賃月額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合 なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	<p>令和3年4月1日から令和3年9月30日まで</p>	<p>10/10</p>
<p>8 就労継続支援B型事業(2)</p>	<p>以下のいずれにも該当する者 (1) 平成31年4月2日から令和元年10月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている (2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある (3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの (1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (指定を受けた月から6か月間の生産活動収入－対象期間中の生産活動収入) ÷ 指定を受けた月から6か月間の生産活動収入 ただし、指定日が月の途中である場合は「指定を受けた月」を「指定を受けた月の翌月」と読み替えるものとする((3)もまた同様とする) (2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数 (3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 指定を受けた月から6か月間における各月の平均工賃月額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合 なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	<p>令和3年4月1日から令和3年9月30日まで</p>	<p>10/10</p>

<p>9 就労 継続支 援 B 型 事業(3)</p>	<p>以下のいずれにも該当する者 (1) 令和元年10月2日から令和2年3月1日までに補助事業を行うことについて京都府の指定を受けている (2) 交付申請日時点で補助事業を実施しており、今後も事業を継続する意思がある (3) 令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、平成31年(令和元年)度比で生産活動収入が減少している</p>	<p>補助事業に要する経費で対象期間の全ての月において次の方法で計算した額のうち知事が必要と認める経費で利用者への工賃支払に充てられるもの (1) 次の方法で対象期間中の減収率を計算する (指定を受けた月から令和2年3月までの1月当たりの平均生産活動収入－対象期間中の1月当たりの平均生産活動収入) ÷ 指定を受けた月から令和2年3月までの1月当たりの平均生産活動収入 ただし、指定日が月の途中である場合は「指定を受けた月」を「指定を受けた月の翌月」と読み替えるものとする(3)もまた同様とする (2) 次の方法で対象期間中の月毎の利用日割合を計算する 通常の利用日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業した日数を控除して得た日数 ÷ 通常の利用日数 (3) 次の方法で月毎の補助対象経費を計算する 指定を受けた月から令和2年3月までにおける平均工賃月額の1月当たり平均額 × 対象期間中の各月の利用人数 × (1)の減収率 × (2)の利用日割合 なお、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする</p>	<p>令和3年4月1日から令和3年9月30日まで</p>	<p>10/10</p>
---	--	---	------------------------------	--------------